

第46回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成26年12月24日(水)に「第46回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

委員会に先立ち、今回の審議対象である野洲川川田河川公園の現地調査を行いました。

引き続き委員会において、河川管理者が占用許可申請説明書及び審査表を説明し、それをもとに審査表及び意見書(素案)について審議が行われました。

審議された内容について審査表の「今回審査の判断(案)」及び「意見書(案)」として集約し、次回第47回委員会において確定することになりました。

野洲川川田河川公園の現地調査



第46回委員会審議



- 日 時：平成26年12月24日(水)
10時00分～13時00分
- 場 所：守山商工会議所 2階 201号室
- 参 加 者：委員5名、河川管理者2名、事務局2名、
傍聴者5名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第45回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川川田河川公園に係る審議
 - (1) 前回意見書及び占用許可申請説明書の説明
 - (2) 審査表の説明
 - (3) 審査表の審議
 - (4) 意見書(素案)の審議
 - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 閉会

配付資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料-1 第45回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料-2 第45回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料-3 前回意見書(抜粋)
- ・ 資料-4 野洲川川田河川公園 審査表
- ・ 資料-5 占用許可申請に対する意見書(素案)
- ・ 占用許可申請説明書

第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之 (委員長)
竹林洋史 (副委員長)
中井克樹
村上修一
七里啓史
桐生のぞみ
松村順子

立命館大学 理工学部 教授
京都大学防災研究所 准教授
琵琶湖博物館 専門学芸員
滋賀県立大学 環境科学部 教授
滋賀県 土木交通部流域政策局 河川・河港室 室長補佐
一般公募
一般公募

第46回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の内容

■ 審査表、意見書(素案)における審議 ■

区 分	各委員からの主な意見
A (基本理念と基本方針の検証)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川とのふれあいは、水だけでなく砂州でも可能。 ・河川敷は利用だけでなく、生態のことも考え使用していただきたい。 ・基本理念・方針を守り、整備は必要最小限に。 ・前回意見に対し改善ができていない。 ・スポーツ利用のみでは、基本理念・方針に満足しない。利用者の目を河川に向けていただきたい。
B (占用施設の計画と設置理由の検証)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意見だけでなく、生態も考慮し、本来の河川敷のあり方を考え利用いただきたい。 ・川田公園は、よく利用・管理されているので、縮小ではない利用と保全の形を検討すべき。 ・要望や活発な利用状況だけで河川敷に必要な理由とはならない。
C (占用施設の利用計画と利用者等からの検証)	<ul style="list-style-type: none"> ・自由使用であっても、利用状況を把握すべき。 ・グラウンドゴルフ大会時に違法駐車が起こらないよう管理されたい。 ・階段護岸を利用した川とのふれあいを検討されたい。 ・グラウンドゴルフ利用者以外の意見が反映されていない。
意見書 (意見・要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念・方針に則した利用形態を検討し、しっかり実行していただきたい。 ・今回は「縮小すべき」の文言を入れない。 ・意見に対し適切に対応できない限り妥当と判断できない。そのため2年の検討をし、真摯に対応されたい。 ・河川管理者は申請者に協働して対応されたい。

今後の委員会開催予定

● 第47回河川保全利用委員会

日 時：平成27年1月27日(火) 9時30分～

場 所：栗東芸術文化会館さくら 1階研修室

■ 主な審議内容

「野洲川川田河川公園」に係る審議

※審議内容は進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第46号 2015年1月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1

TEL: 077-546-0904(直通) FAX: 077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。